

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
五番一地先まで	上尾市大字原市字七番耕地一三三三番 七地先から同市大字平塚字八ツ山八五	上尾市大字原市字七番耕地一三二四番 二地先から同市大字平塚字西原八四〇 番二地先まで	区 間
九・八〇〇六八・七二	八・二〇〇一八・一一	敷地の幅員 (メートル)	
一一三〇・五〇	八七六・一〇	延長 (メートル)	
旧Aの一部は上尾市道として引き継ぐ。			備 考